

議長（志村 忠昭）

引き続き、会議を再開致します。

日程第5 議案第1号 多度津町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（案）の制定についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

政策企画課長 岡部君。

政策企画課長（岡部 登）

おはようございます。

議案第1号 多度津町企業立地の促進等による、地域における産業集積の形成、及び活性化に関する法律、第10条、第1項の規定に基づく準則を、定める条例（案）の制定についてにつきまして、提案説明をさせていただきます。

この条例は、企業の積極的な設備投資や立地を促進し、町内経済の活性化と、安定した雇用の創出に繋げるため、企業立地重点促進区域にかかる、緑地及び環境施設の、敷地面積に対する割合の緩和を、行おうとするものであります。条例の内容でございますが、第1条は、条例制定の目的についての規定でございます。

第2条は、条例の用語の意義を定めるものでございます。

第3条は、条例の区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合を規定するものでございます。

また、昭和49年6月28日以前に設置されております施設を、変更する場合の面積の算定方法につきましても、定めるものでございます。

なお、附則として、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。以上簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。